



平成 21 年 9 月 28 日  
株式会社シノケングループ  
代表取締役社長 篠原 英明  
( J A S D A Q ・ 8 9 0 9 )

## 臨時株主総会開催のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり臨時株主総会開催のための基準日について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 21 年 11 月下旬開催予定の当社臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 10 月 17 日(土曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は、平成 21 年 10 月 16 日(金曜日)となります。)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 公告日   | 平成 21 年 10 月 2 日(金曜日)  |
| (2) 基準日   | 平成 21 年 10 月 17 日(土曜日)   |
| (3) 公告の方法 | 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)<br><a href="http://www.shinoken.co.jp/">http://www.shinoken.co.jp/</a> |

#### 2. 臨時株主総会の付議議案及び開催日について

臨時株主総会に付議する議案につきましては、平成 21 年 7 月に実施いたしました第三者割当増資の割当先である NIS バリュウアップ・ファンド 2 号投資事業組合からの役員受入れ及び定款の一部変更を議案とする予定としておりますが、その詳細及び開催日につきましては、決定し次第、お知らせいたします。

以上